

令和 3 年 5 月 17 日
令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目				意見・質問内容	回答
1	要求水準書	15	第3	2			業務実施期間について15年とありますが、15年間人工芝グラウンドが支障なく使用できるという事で宜しいでしょうか	ご指摘のとおり、15年間支障なく使用できるようお願い申し上げます。なお、要求水準書「7項 第4 各施設の要求水準 サッカーコート」において「適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質を15年間以上保証すること」としてあります。
2	要求水準書	15	第3	2			業務実施期間について15年とありますが、15年以内に人工芝グラウンドの大規模な修繕が必要とされた場合、管理者が修繕費を全額負担するということ为宜しいでしょうか	人工芝の張り替えなど維持管理における修繕が必要な場合は管理者の全額負担で願います。なお、要求水準書「7項 第4 各施設の要求水準 サッカーコート」において「適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質を15年間以上保証すること」としてあります。なお、市の大規模修繕は災害など不可抗力によるものを想定してあります。
3	現場説明会						現場説明会時、大型バスについては旧ゴーカード場の駐車場と説明を受けました。一般車両、利用者が通行する中、施設まで徒歩にて移動するとはいいましたが、車両通行管理・安全管理についても管理者側の業務に含まれるという事で宜しいでしょうか	ご指摘のとおり、管理者と大会主催等で十分な協議を行い適切な安全管理の実施をお願い申し上げます。なお、実際に活用する場合は公園を所管する市都市建設部と協議を行うとともに一般の利用者にも配慮願います。
4	募集要項	14	第5	4			契約保証金について、企業体の場合、通常の入札等では免除されておりますが、本件は免除になりますか。	共同企業体として施設整備業務を行う場合、本件の施設整備業務が請負に準じていると判断されるため、室蘭市契約に関する規則第43条により契約保証金は免除となります。
5	要求水準書	7	第2	4	サッカーコート		人工芝の基礎は、透水アスファルトとなっておりますが、これは確定事項でしょうか。	ご指摘のとおり、確定事項となっております。
6	要求水準書	8	第2	4	施設内道路		サッカー場建設に伴い、土面の箇所が舗装となる面積が多くなるため、流量が多くなることが予想されますが、流末排水の接続において処理できないとなった場合、市の排水施設の取替等の施工はどのようになりますか。	整備に伴い流末排水の現有能力を超える場合は、必要に応じて別途協議させていただきます。
7	要求水準書	8	第2	4	施設内道路		現在テニスコートの排水は浸透枳となっておりますが、現在機能しているのでしょうか。また、機能している場合は、そのまま利用してかまいませんか。	ご指摘のとおり、そのままご利用いただけます。
8	要求水準書	8	第2	4	施設内道路		既設舗装箇所及び砂利道の路盤構成がわかるものがあれば提供ください。	建設当時の資料がないため、現場着手後に必要に応じて別途協議させていただきます。
9	要求水準書	8	第2	4	駐車場		北側の出入口にある駐車場も利用することを視野に入れて構想してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、北側の出入口にある駐車場も利用することを視野に入れて構想することも可能となっております。
10	要求水準書	8	第2	4	サッカーコート		現在のサッカーコートの暗渠排水及び、路盤構成がわかる資料をご提供ください。	建設当時の資料がないため、現場着手後に必要に応じて別途協議させていただきます。
11	要求水準書	10	第2	5	イ	(3)	本件における確認申請等各種届出の申請者名は発注者である室蘭市ということよろしいでしょうか。	確認申請等各種届出の申請者名につきましては、提案上限額に申請に要する経費を含んでおりますので、事業者といたします。

令和 3 年 5 月 17 日
 令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目					意見・質問内容	回答
12	要求水準書(添付資料③)		I	2				国内、国外においても人工芝メーカーでも、15年以上の品質保証はないですが、保証の範囲については、具体的にどの範囲かご教示ください。	人工芝メーカーの品質保証とするのではなく、要求水準書「7項 第4 各施設の要求水準 サッカーコート」において記載する「適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質を15年間以上保証をお願い申し上げます。
13	要求水準書(添付資料③)		II	1				ロングパイル人工芝のJFA及びFIFAの基準について、人工芝は毎年開発が進められており、既に認定の有る製品に関しては、かなり以前に認定されたものが多く、時代に適した製品とは言えませんが、上記基準については工事着手時点で必要なのか、入札参加時点で必要かご教示ください。	入札参加時点で本市の示した基準及び仕様を満たした材料としてください。ただし、その後に認定され工事着手時点で本市の示した基準及び仕様を満たし、かつ同等またはこれ以上の効果を発揮できると証明できる材料であれば、協議も可能いたします。
14	要求水準書(添付資料③)		II	2				材料の性能における平坦性で、アスファルトを敷設する場合は、平坦性試験はアスファルト路面になりますが、アンダーパット敷設の場合は、アンダーパット路面になりますでしょうか。或いは碎石路面になりますか。	JFAロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブックをご確認ください。
15	要求水準書(添付資料③)		II	2				上記において、平坦性はあくまで人工芝公認ピッチテスト、公認を得るために行われるもので、材料の性能とは無関係であります。工事完了後の試験についてのものなのでしょうか。	JFAロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブックに基づき、現地検査(人工芝敷設前後)の確認項目を記載しております。
16	要求水準書(添付資料③)		II	2				材料の性能における衝撃吸収性については、JFA基準でもよいのでしょうか。	JFAロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブックに基づき、基準値を記載しております。
17	要求水準書(添付資料③)		II	3	(1)			材料等の仕様について、素材にポリエチレンとあるが、ポリエチレン100%を意味するのでしょうか。	ご指摘のとおり、ポリエチレン100%としております。
18	要求水準書(添付資料③)		II	3	(1)			材料等の仕様について、パイル丈65mmとありますが、ラグビー用と考えられ、衝撃テストの基準値はJFA基準でよいのでしょうか。	他自治体の整備状況等を勘案し仕様を定めております。衝撃吸収性の基準については、JFAロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブックに基づき、基準値を記載しております。
19	要求水準書(添付資料③)		II	3	(1)			材料等の仕様について、厚さ360μ以上となっており、人工芝は開発が進み、混合糸を採用しているケースもあり、起立性や帯電防止対策等で、様々な太さの糸が混在する場合、その全てが360μ以上である必要があるのでしょうか。またその理由をご教示ください。	他自治体の整備状況等を勘案し仕様を定めております。
20	要求水準書(添付資料③)		II	3	(1)			材料等の仕様について、温度抑制効果について、具体的な指数はどの程度なのでしょうか。	他自治体の整備状況等を勘案し仕様を定めております。温度上昇抑制効果を発揮することを仕様で定めており、具体的な数値は定めておりません。
21	要求水準書(添付資料③)		II	3	(1)			材料等の仕様について、基布素材はFIFA認定品質でも、更に強度の強い基布や、不織布に熱圧着した製品、編み込み式の耐久性の高い製品がありますが、保証15年以上とする場合において、ポリプロピレンか、ポリエステルとする理由についてご教示ください。	他自治体の整備状況等を勘案し仕様を定めております。
22	要求水準書(添付資料③)		II	3	(1)			材料等の仕様について、バックリング素材はウレタンやSBR素材以外に耐久性が高い天然素材の使用は可能でしょうか。	他自治体の整備状況等を勘案し仕様を定めております。

令和 3 年 5 月 17 日
 令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目					意見・質問内容	回答
23	要求水準書（添付資料③）		II	3	(2)			その他仕様について、充填材は、ゴムチップとありますが天然素材でも使用可能でしょうか。	充填材については、同等またはこれ以上の効果を発揮できるものであれば提案願います。（提案書様式3.4） ただし、添付資料③の充填材の仕様の※で記載の2項目については遵守願います。
24	要求水準書（添付資料③）		II	3	(2)			その他仕様について、発癌性の観点からみると、カーボンブラックが含まれるゴムについては、使用不可という認識でよろしいでしょうか。	発がん性物質の含有がないことを証明できる資料の提出が可能な材料の選定をお願い申し上げます。
25	要求水準書（添付資料③）		II	3	(2)			その他仕様について、ジョイントテープをポリエステル製となっているが、ミシン縫いでもよいのでしょうか。	他自治体の整備状況等を勘案し仕様を定めております。
26	施設整備契約書	2	6					前払金は、各年度において受領できるということでのよいのでしょうか。	各年度の予定出来高に対する前払金を請求できます。ただし、初年度に受領し、翌年度も請求する場合は、初年度の予定出来高を超えている必要があります。
27	無し							現在のサッカーコート、テニスコートにおける管理費用の内訳を項目別に2～3ヵ年分提示いただけませんか。	別途提示致します。 現在、市内10施設を一括した指定管理制度を実施しており、正確な事業案分等困難であることから参考値としてご利用願います。
28	募集要項	10	第3	2	(2)	ア	a	応募者の要件で設計事業者が1者となっておりますが、土木設計・建築設計の両方取得し、有効期間がある入札参加資格者名簿に登録のあるものということですが、設計監理を土木と建築で分け、かつ管理者が兼務できないということであれば、土木設計・建築設計それぞれの2者企業体でも参加可能ということになりませんか。	募集要項に記載のとおり、土木設計に関する同種工事の設計実績を要件としているため、設計事業者を1者としております。
29	募集要項	2	第1	1	(4)			施設名称を企業名にする形式でネーミングライツの提案を行い、その権利料を事業者の収入の一部にしてもよろしいでしょうか。	公共施設のネーミングライツについては本市が実施致しますので、事業者の収入の一部とすることはできません。
30	要求水準書	6	第2	2				施設内で行う事業に制限はありますか。（建物内での介護保険サービスや放課後等デイサービスや、ピッチ内でサッカー以外のスポーツやパブリックビューイングなどの活用） ※保険サービスは建物の構造における認可を受けることを前提とします	サッカー以外のスポーツやパブリックビューイングなどの活用・ピッチを活用した健康促進事業は可能ですが、事前に所管担当課との協議をお願いします。また、管理棟は市の施設となるため要求水準を満たした上、他の活用に必要な機能について検討し、提案をお願い致します。なお、その場合についても事前に所管担当課及び関係機関との協議をお願い申し上げます。
31	要求水準書	6	第2	2				管理棟（会議室）を、有料コワーキングスペースとしての個人単位で貸し出ししてもよろしいでしょうか。	貸し出しは可能ですが、営利目的の場合は別途料金が発生致します。
32	要求水準書	15	第3	3				開放期間外の活用はあらかじめ承認を得た場合となっておりますが、これは積雪や雪解けによる閉館期間のことを指すのでしょうか。もしくは雪上スポーツによる活用も視野に入れてよいのでしょうか。	積雪や雪解けによる閉館期間のほか、期間外における雪上スポーツの活用など年間通じた活用も視野に入れて構いません。
33	要求水準書	19	第3	5	(5)			保険についても指定管理事業者負担という認識で、「施設の整備及び管理運営等にあたり、最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）」に加えてよろしいでしょうか。	市の管理施設については市有物件に加入しておりますが、その他、管理運営上、必要な保険は指定管理事業者負担とし、必要な経費（支出）に加えるようお願い申し上げます。

令和 3 年 5 月 17 日
 令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目					意見・質問内容	回答
34	要求水準書	21	第3	6	(4)			web予約システムを伴うホームページを構築できますでしょうか。(できる場合、費用は建築費にあたるか、そのホームページで広告協賛を獲得しても良いか)	公共施設の予約は市のホームページ上で運用することとしていることから構築はできません。ただし、施設の利用促進及び広報宣伝に関しては必要に応じホームページを作成し管理することが可能となっております。
35	要求水準書	22	第3	7	(3)			天然芝の貼り替えの必要が生じた際の主管はどこになりますか。修繕に関する項目で記された管理費用を予算とし、指定管理者が担うのでしょうか。	本事業で整備する以外の公園施設については公園管理者である土木課となりますが詳細については別途協議お願い申し上げます。
36	要求水準書	22	第3	7	(3)			維持費と修繕費の境目は何処になりますか。日々のメンテナンスによる諸経費についても修繕と呼べる部分があるのではないのでしょうか。(施設設備の故障など)	修繕は備品の修繕や部品の取り替えの費用であり、本体の維持管理及び現状復旧を目的とするものです。例えば、施設設備の故障は修繕に該当すると考えますが電球の交換は電球の消耗品購入として扱うことが一般的と考えます。
37	要求水準書	22	第3	7	(4)			ピッチコンディション維持の手法や頻度に制約はありますでしょうか。	手法や頻度の制約はありません。「適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質を15年間以上保証」お願い申し上げます。
38	要求水準書	23	第3	8				協賛広告の獲得及び、ピッチフェンスや管理棟外壁への看板の設置は可能でしょうか。	協賛広告の獲得は可能ですが、ピッチフェンスや管理棟外壁への看板設置は市の管理のため市の収入となります。
39	要求水準書	23	第3	8				自主事業によるイベント開催時にアルコール飲料の提供は可能でしょうか。(スクリーンを持ち込んだのバブリックビューイングなど)	飲酒運転や迷惑行為の防止対策を行うなど実施者の適正な管理により、自主事業によるイベント開催時のアルコール飲料の提供は可能です。
40	募集要項	3	第1	2	(1)	①	ア	部分払いとして設定されている「令和3年度の支払額」について、「施工」の実施分も含めて想定されている、という認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「施工」の実施分のほか、人工芝など備品調達費も含め想定しております。
41	募集要項	4	第1	2	(1)	②		本事業においては、「利用料金制度」が採用され、利用料金及び自主事業からの収入はいずれも指定管理者の収入となることから、指定管理者が自主事業のために施設を利用する際の利用料については事業収支上記載する必要はない、という認識でよろしいでしょうか。	利用料金制度上、利用料金収入等の金額を明確にしていくことから、指定管理者の自主事業であっても、収支上、収入として計上して頂く必要があります。
42	募集要項	4	第1	3				本事業のスケジュールとして②設計・建設期間が示されているが、この中で設計の期間、建設の期間として想定されているスケジュールはありますでしょうか。	本市としては令和3年度中に設計業務は完了し、一部工事の実施を想定しています。なお、令和3年度末までに要項で定める令和3年度の支払い上限額以上の出来形を満たした上で業務完了通知の報告をしていただくことと致します。
43	募集要項	4	第1	3				本事業のスケジュールとして「令和4年3月31日まではテニスコート、グラウンドについては、現状のままとすること」と記載していますが、その期間までは市民が利用できる状態を確保することを意味しているのでしょうか。それとも、手続きとして、令和4年4月1日までは、一切調査、施工等により手を付けることを禁止する、ということでしょうか。	令和3年11月1日以降はテニスコート、グラウンドともに冬期間により使用終了となるため着手は可能ですが、その範囲や内容等については必要に応じて別途協議させていただきます。
44	募集要項	5	第2	2				評価基準内の「業務実績」ですが、「設計」、「建設」、「運営管理」の種別を問わず、合計実績数にて評価される、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、合計実績数にて評価いたします。

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目					意見・質問内容	回答
45	募集要項	5	第2	2				技術提案の内容及び計画平面図・工程表について、実現可能な内容であるかどうか、も評価の基準の一つである、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですが、実現不可能な工程表等が提案される想定はしていません。
46	募集要項	5	第2	2				全国におけるPFI、PPP案件において、実現可能性に疑問がある場合でも、提案としての見栄えやコンセプトがより重視され、事業者が選定された結果、事業実施段階で大幅な計画変更が行われたり、事業が遅延、頓挫する例も少なくありません。円滑な事業実施に向けて、実現可能性も踏まえた評価が実施されることを希望いたします。	※意見お伺い致します。
47	募集要項	7	第3	2	(1)			「本施設の維持管理業務及び運営業務」が目的となるSPCであるのに対し、SPCには出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している「協力事業者」について、「建設業務」の協力事業者を想定した記載（特に実績等）があるのはなぜでしょうか。	SPCを設立しない場合においては、協力事業者は「下請け事業者」のことを意味しております。
48	募集要項	7	第3	2	(1)			募集要項の全般的な記載内容から、建設業務に対する協力事業者の存在を想定されていると理解しますが、本規定内にその定義や位置づけを明記して頂けないでしょうか。	SPCを設立しない場合においては、協力事業者は「下請け事業者」のことを意味しております。
49	募集要項	8	第3	2	(1)			SPCを設立しない場合においては、協力事業者は「想定されない」とありますが、建設業務に対する協力事業者は想定されるのではないのでしょうか。その旨を本規定内に明記して頂けないでしょうか。	募集要項第3-2-(1)において、【SPCを設立する場合】と比較として、【SPCを設立しない場合】には、「SPCを設立する場合での協力事業者」が想定されないという旨を記載してあります。不明瞭で申し訳ありませんが、上記の「下請け事業者」とは別として考えてください。
50	募集要項	8	第3	2	(1)			SPCを設立しない場合においては、「施設整備契約及び管理運営業務について、複数の事業者で業務を実施する場合は、共同企業体を結成すること」とありますが、応募されるグループ全体を「共同企業体」と捉えること、という理解でよろしいでしょうか。	応募グループ内で複数事業者で業務を実施する場合は、「室蘭市共同企業体取扱要領」に基づき、結成して頂くこととなりますが、管理運営業務に関しては、募集要項2応募者の備えるべき参加資格要件(2)応募者の構成等にて記載してあり、規約等が定まっている共同体と致します。
51	募集要項	10	第3	2	(3)	ウ		建設業務を行う「協力事業者」については、本要件に関する規定は存在しない、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、規定は存在しないのご理解でお願い申し上げます。
52	募集要項	12	第3	3	(4)	②		企画提案書類については、応募者の事業実施上、他社との差別化を図るための、これまでの投資、経験に基づく知識、ノウハウが含まれており、これを「原則として公開」とすることは、応募者にとってノウハウの流出、競争的地位が侵害される事態であると考えます。よって、「原則公開」とするのは、事業の概要やパース等、限られた資料として頂きたいと思えます。	企画提案書類をすべて公表するのではなく、概要やパース図等、市民の皆さん等への情報提供に必要な資料の公表と考えております。
53	募集要項	15	第6	3	(1)			本業務に直接的に関係する調査、計画、設計等の業務を御市より受注した事業者は、本事業の応募者となることに制限が設けられる（応募者とはなれない）、という理解でよろしいでしょうか。	本市では本業務に直接的に関係する調査、計画、設計等の業務は実施していないことを申し上げます。
54	募集要項	15	第6	3	(1)			本業務に直接的に関係しない調査、計画、設計等の業務（ex.総合アリーナや入江運動公園に関連する業務）を御市より受注した事業者については、本事業の応募者となることに一切制限は設けられない（応募者になれる）、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、応募に関して、本市の他の業務受注等に関する制限は原則設けておりません。
55	要求水準書	7	第2	3				既存舗装部（グラウンド、テニスコート、駐車場、道路）における断面構成について、図面や資料の提供をお願いできますでしょうか。	建設当時の資料がないため、現場着手後に必要に応じて別途協議お願い申し上げます。

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目				意見・質問内容	回答
56	要求水準書	7	第2	3			現況における各種インフラ（電気、水道、下水、雨水）の接続状況、整備状況が分かる、図面や資料の提供をお願いしますでしょうか。	電気事業者及び本市水道部に直接問い合わせ願います。雨水については建設当時の資料がないため、現場着手後に必要に応じて別途協議をお願い申し上げます
57	要求水準書	7	第2	3			周辺地形を含む計画値のCADデータの提供を希望します。CADデータの授受に関する具体的な方法について、ご教示ください。	測量調査資料のCADデータは提要いたしますので生涯学習課（0143-22-1112）にご連絡願います。
58	要求水準書	7	第2	3			現況のトイレ整備の際に用いたボーリング柱状図等、現況の地盤状況がわかる、図面や資料の提供をお願いしますでしょうか。	建設当時の資料がないため、現場着手後に必要に応じて別途協議をお願い申し上げます。なお、本事業の事前調査で地質調査（2孔以上）の実施を想定しております。
59	要求水準書	7	第2	4			サッカーコート の要求水準において、「少年用サッカーピッチが隣接する面の距離は10m以上」とされているが、一般用サッカーピッチのライン（白）の外側に、少年用サッカーピッチのライン（青）が配置されることを想定している、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、少年用サッカーピッチ（50m×68m[2面]）の隣合うラインの距離を10m以上確保するため、一般用サッカーピッチのライン（白）の外側に、少年用サッカーピッチのライン（青）が配置されることを想定しております。
60	要求水準書	7	第2	4			多目的コート の要求水準において「同等またはこれ以上の提案がある場合はこの限りでない」とされているが、テニスだけでなく、多目的に使用できる状態が確保できていれば、必ずしも埋込金具等の撤去は必須ではない、という理解でよろしいでしょうか。	テニスコートは廃止とするため埋め込み金具等の撤去は必須と致します。多目的コートとして平坦にすることを最低実施していただく条件としており、その他に多目的コートの使用提案がございましたら提案書（様式3,4）などでお示し願います。
61	要求水準書	8	第2	4			管理棟の要求水準において「サッカーコート全体の視認性を確保した」とされているが、直接的な視認性に限らず、カメラ等により全体の視認性が確保されていれば、配置的な制約は儲けられない、という理解でよろしいでしょうか。	直接的な視認性の確保をお願い申し上げます。管理人のほか、大会関係者等がコート全体を見渡せる構造としてピッチ中央を想定しておりますが配置は事業者にて提案をお願い申し上げます。
62	要求水準書	8	第2	4			管理棟の要求水準において「機械警備を設置する」とされているが、運営管理段階において「機械警備が実施されていること」が求められており、建設業務の中で設備の設置が求められているわけではない、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、運営管理段階において「機械警備が実施されていること」というご理解をお願い申し上げます。
63	要求水準書	8	第2	4			倉庫の要求水準において「倉庫を設置する」とされているが、記載されている倉庫機能を確保することが求められており、倉庫として新たな建物の設置は必ずしも必要ではない、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり「倉庫を設置する」とは、倉庫機能を確保することを想定しております。
64	要求水準書	9	第2	4			その他の要求水準において「祝津公園全体に関する提案も加対象とする」とされているが、内容について御市との協議を要するものも記載してもよいのでしょうか。その場合、御市との交渉により実現が難しいとされた場合でも、提案事項の未実施に対する罰則等は発生しない、という理解でよろしいでしょうか。	罰則はございませんが、実現可能な提案となるようお願い申し上げます
65	要求水準書	9	第2	5			今後の提案、設計に向けた条件整理のため、市内パーソントリップ調査のデータの提供をお願いします。	北海道策定の都市交通マスタープラン及び室蘭市策定の室蘭市地域公共交通網形成計画をご確認ください。
66	要求水準書	9	第2	5	(1)		設計業務の項目の一つとして「各種調査等」が含まれているが、適切に実施されるのであれば、調査の実施主体は必ずしも設計業務事業者でなく、建設業務事業者であってもよい、という理解でよろしいでしょうか。	事前調査を実施のうえ、その結果が設計等に反映されていることが前提となりますので、実施主体は問いません。

令和 3 年 5 月 17 日
 令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目				意見・質問内容	回答
67	要求水準書	15	第3	3			開設期間及び時間について、事業者が独自の提案をした場合、どのような場合においても「自主事業」として扱われるが、かかる費用等については、その利用料金を充てることは許可される、という理解でよろしいでしょうか。	「別添5 指定管理者基本協定」第14条及び第22条において自主事業計画書及び自主事業の実施状況の提出を求めており収支等を確認するとしております。報告上、別会計としていることから利用料金を充てることはできません。
68	要求水準書	16	第3	4			事業期間中の各年度の指定管理委託費は事業者の提案に基づいて各年度予算が措置される、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、今回提示して頂く、(様式5-2)「運営管理業務費(指定管理費)の収支計画の「市からの委託料」の金額となります。
69	要求水準書	17	第3	4	ウ		基準修繕費の大小によって、事業者の事業計画は大きく左右される可能性があるため、市が想定する管理費用について、明示をお願いします。	市が想定する管理費用の明示はできませんのでご了承願います。
70	要求水準書	17	第3	4	ウ		市が想定する大規模修繕の内容及び時期によって、事業者としての修繕計画の内容、時期、予算などが大きく左右される可能性があるため、市が想定する大規模修繕の内容及び時期について、明示をお願いします。	建設後、15年間適正な維持管理を求めており、市が実施する大規模修繕については現在計画しておりません。
71	要求水準書	18	第3	4	キ		売店等事業を行うために必要となる使用料の基準について、具体的な金額等の明示をお願いします。	室蘭市都市公園条例で定めており、1平方メートル1箇月につき使用料300円となっております。
72	要求水準書	20	第3	6			本施設の利用想定にあたり、入江運動公園にあったサッカー場の利用状況(年間の利用者数、利用日時、稼働率、主な大会と概要等)に関する情報を提供願います。	別途掲示致します。
73	要求水準書	20	第3	6	(1)	ア	今後御市で定める「都市公園条例等」における本施設の利用料金の額は、様式5-3内でF列に記載されている金額である、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、様式5-3内でF列に記載されている金額という理解でお願い申し上げます。
74	要求水準書	21	第3	6	(2)	ア	本施設において、一般予約の前に利用を調整すべき市の行事や利用は想定されていますでしょうか。想定されている場合は、年間の利用スケジュール案の明示をお願いします。	室蘭市スポーツ協会及び地元サッカー協会などと協議願います
75	要求水準書	21	第3	6	(2)	ア	本施設において、これまで入江運動公園において実施されており、一般予約の前に利用を調整すべき行事や利用は想定されていますでしょうか。想定されている場合は、年間の利用スケジュール案の明示をお願いします。	室蘭市スポーツ協会及び地元サッカー協会などと協議願います
76	要求水準書	21	第3	6	(4)		本施設の開設前の予約受付及び案内等について、運営管理業務の実施期間である令和5年4月1日以前に実施が必須とされているものについて、どのような契約的位置づけであるか、以下の点を中心に、明示をお願いします。 ①この期間中においても、「指定管理者」としての権限や責務は担保されていますでしょうか。 ②開設準備に向けて、施設内の利用、立ち入り等は問題なく許可されるのでしょうか。 ③準備期間にかかる費用は、令和5年度の予算に含めてよいのでしょうか。	①指定管理者の契約は令和5年4月1日であり、本事業の事業者構成員として「指定管理者」としての権限や責務は想定されていると考えます。 ②本事業の事業者構成員として、位置付けられていることから、施設内の利用、立ち入りについては他事業者と協議願います。 ③「別添5 指定管理者基本協定書 第5条 3」において、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしていることから準備期間に実施した費用は令和5年度の予算に含めないようお願い申し上げます。

令和 3 年 5 月 17 日
 令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目						意見・質問内容	回答
77	要求水準書	21	第3	7					本施設の運営、維持管理の想定にあたり、入江運動公園にあったサッカー場の維持管理業務（業務内容、仕様、頻度、委託先、委託金額等）に関する情報を提供願います。	別途掲示致します。
78	要求水準書	21	第3	7	(1)	ア			要求水準において「代表事業者・各事業担当者及び市職員を含めた連絡調整会議」について記載されているが、運営管理期間においても、建設業務事業者や設計業務事業者の参加が義務付けられているのでしょうか。	運営管理期間の「連絡調整会議」に建設業務事業者や設計業務事業者の参加は義務付けではありません。ただし、調整内容によっては参加頂くことが必要と考えております。
79	要求水準書	22	第3	7	(3)				市が示す管理費用42,495,000円は、事業実施期間15年間の合計額である、という理解でよろしいでしょうか。その場合、現時点における各年度の想定管理費用について、明示をお願いします。	ご指摘のとおり、「事業実施期間15年間の合計額」であるとのご理解をお願い申し上げます。なお、市が想定する管理費用の明示はできませんのでご了承いたします。
80	要求水準書	23	第3	8					自主事業を提案、実施するにあたり、本施設の利用時間や割合に関する制限は特に設けられていない、という理解でよろしいでしょうか。	制限は特に設けておりませんが公共のサッカー場としての利用目的をご理解の上、自主事業を実施願います。なお、実施にあたっては「別添5 指定管理者基本協定」第14条及び第22条において自主事業計画書及び自主事業の実施状況の提出を求めているところがございます。また、年間スケジュール等に関しましては、市スポーツ協会及び地元サッカー協会等と調整をお願い致します。
81	様式集		全般						正本、副本ともに、応募者の企業名や団体名については記載しても問題ない、という理解でよろしいでしょうか。	正本、副本ともに、応募者の企業名や団体名について記載するようお願い申し上げます。
82	様式集		様式3-2 他						様式集では『A4版縦』の書式でまとめられていますが、注書きでは『A4版横』との指示がございます。各自で書式を変更して作成するという理解でよいでしょうか。（様式3-2、3-3、3-4、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6）	「A4版」の書式とし、「縦・横」につきましては各自書式を変更して作成して構いません。
83	様式集		様式5-2						一般管理費として「15%」との記載がありますが、この数値に関しては、応募者の提案事項である、という理解でよろしいでしょうか。	一般的な様式を添付しております。ご指摘のとおり、一般管理費として「応募者の提案事項」というご理解をお願い申し上げます。
84	様式集		様式5-2						収入項目に「事業収入」との記載がありますが、具体的に想定される事業収入は何かありますでしょうか。	一般的な様式を添付しております。本事業での「事業収入」は想定しておりませんが、自主事業につきましては「別添5 指定管理者基本協定」第14条及び第22条において自主事業計画書及び自主事業の実施状況の提出を求めており、自主事業に係る経費として別途取り扱います。
85	施設整備契約書（案）								コリスの登録は、通常の工事でないの必要なしとしてよいか。	登録が必要です。室蘭市発注工事に関わる提出書類の手引きに従い登録願います。
86	募集要項	3	第1	2	(1)	①	ア		部分払いを請求された場合の設計の出来高の対価をどのように算出するのか。（工事の出来高は、資材の購入伝票等で確認できるが、設計はほぼ人件費なので確認が難しい。）	本市としては令和3年度中に設計業務は完了し、一部工事の実施を想定していますが、設計の出来形については、部分完成検査の報告及び業務スケジュール管理表の進捗率で判断します。なお、令和3年度末までに要項で定める令和3年度の支払い上限額以上の出来形を満たした業務完了通知の報告をしていただくことと致します。
87	募集要項	10	第3	2	(3)	イ	e	(ア)	建築設計の監理技術者は、いつまで専任なのか。（設計期間後は、拘束されないのか。）	設計業務（土木、建築）の業務完了通知を市に報告し、承認を受けた後は配置の必要はございません。

令和 3 年 5 月 17 日
令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目					意見・質問内容	回答
88	募集要項	11	第3	2	(3)	ウ	d	土木工事の監理技術者の経験は、同種工事の監理技術者でなくて、同種工事の現場代理人又は主任技術者の経験でもよいか。	ご指摘のとおり、同種工事の現場代理人又は主任技術者の経験で構いません。
89	募集要項	11	第3	2	(3)	ウ	d	もしコリンズ登録がない場合、契約から工事着手まで約半年あるが、配置技術者は室蘭市の他の公共工事の現場代理人等をできるか。(建設期間前であれば、拘束されないのか。)	契約締結後の現場施工に着手するまでの期間が書面により明確になっている場合は、着手するまでの期間は工事現場への専任は要しません。
90	募集要項	11	第3	2	(3)	ウ	i	主任担当技術者の工事実績とは、下請けの場合でもよいか。その場合の証明書類はどのようなものが必要か。	建設業務を行う事業者または協力事業者(下請け事業者)の実績で構いません。証明書類は、要件として求める工事内容が確認できる資料(コリンズ等)、かつその工事の下請けとして施工したことが確認できる資料(施工体系図、施工体制台帳、建退共等)を想定しております。
91	要求水準書	7	第2	4				サッカーコートの路盤材について、凍結深度とは、何の基準による凍結深度か。	道路事業設計要領(北海道建設部)に記載の本市の置換厚以上を想定しております。
92	要求水準書	9	第2	5	(1)			提案書作成にあたり、測量調査資料等のデータを提供してほしい場合は、どうしたら提供して貰えるのか。	測量調査資料のCADデータは提要いたしますので生涯学習課(0143-22-1112)にご連絡願います。
93	要求水準書	9	第2	5	(1)			周辺家屋等への影響調査の住民説明の結果で、要求水準の変更もあり得ると考えてよいか。	要求水準の内容で事業実施が可能と想定しておりますが、住民説明の結果で課題等が明白となった場合については、速やかに報告願います。別途協議とさせていただきます。
94	要求水準書	16	第3	4	ア			指定管理者に支払われる毎年の委託料は、利用期間終了後(11月)か。	通常であれば委託料は、4半期ごとに前払していますが、支払回数や時期は、市と協議の上での変更可能です。
95	要求水準書(添付資料③)							案となっているので、特記仕様書の内容はあくまでも参考であって、要求水準ではないのか。	(案)の削除願います。申し訳ございません。(案)を削除し”要求水準”としてご使用願います。
96	施設整備契約書(案)	2	6					施設整備契約書(案)では、中間前払いはないとなっているが、あるになることもあるのか。その場合は、部分払いがなくなるのか。	中間前払いはございません。部分払いのみ対応しております。
97	施設整備契約書(案)	2	6					前払金が適用となっているが、請求期限はあるのか。	工事完成前であればいつでも請求いただけます。
98	施設整備契約書(案)	4	第2章	第6条				建設事業者は、特別共同企業体を設立する必要があるのか。(施設整備契約書(案)では乙が共同企業体である場合とあるので、ない場合でもよいか。)	SPCを設立しない場合は、共同企業体を設立する必要があります。

令和 3 年 5 月 17 日
令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目					意見・質問内容	回答
99	施設整備契約書(案)	4	第2章	第6条				特別共同企業体を設立した場合、出資比率の制限はあるのか。	施設整備業務について特別共同企業体を設立する場合は、異業種JVとなるため、各者の分担工事額から出資比率を計算してください。
100	施設整備契約書(案)	13	第3章	第5節	第38条			基本契約書の別紙1で建設期間を令和4年4月以降でもよいのか。	本市としては令和3年度中に設計業務は完了し、一部工事の実施を想定しています。なお、令和3年度末までに要項で定める令和3年度の支払い上限額以上の出来形を満たした業務完了通知の報告をしていただくことと致します。
101	施設整備契約書(案)	13	第3章	第5節	第38条			室蘭市契約に関する規則では部分払の場合、その代価は既成部分の9/10を超えて支払えないとなっているが、この契約においてもそれと同様な扱いをするのか。	室蘭市契約に関する規則第52条により、契約期間が2年度以上にわたる場合は、既済部分に対する代価の全額までを支払うことができるとなっております。
102	公示							この工事はコリンズ登録必要な工事ですか	登録が必要です。室蘭市発注工事に関わる提出書類の手引きに従い登録お願い申し上げます。
103	公示							コリンズ登録は建設業務の業者だけですか。設計も含むのですか	設計、建設を含めた応募グループで登録お願い申し上げます。
104	公示							コリンズ登録が必要であれば登録期間はいつからになるのですか	設計、建設を含めた応募グループで登録のため、工期は設計を含む全工期としてください。
105	公示							コリンズ登録について建築工事の技術者については、対象工種工事期間だけではだめですか	建設業務(土木、建築)の業務完了通知を市に報告し、承認を受けるまでは専任が必要となります。
106	公示							建設業務の建築工事の経験(公共工事の建築工事)は解体工事も含むと考えて良いのですか	建築工事の経験に、解体工事は含んでおりません。
107	公示							建設業務の建築工事の主任技術者は2級建築施工でもよろしいですか	ご指摘のとおり、2級建築施工管理技士でも可能です。
108	公示							建築業務の代表者以外の構成員技術者の必要とする資格は	建設業務の代表事業者以外のその他構成事業者は、主任技術者を配置することとし、保有資格は問いません。
109	募集要項	4		3	②			なぜ、令和4年3月31日まで現状維持なのか。前年の11月頃からの施工はできないのか	令和3年11月1日以降はテニスコート、グラウンドともに冬期間により使用終了となるため着手は可能ですが、その範囲や内容等については必要に応じて別途協議願います。

令和 3 年 5 月 17 日
令和 3 年 5 月 31 日修正

祝津公園サッカー場整備運営事業 募集要項等に関する意見・質問書(回答)

回答No	資料名	頁	項 目				意見・質問内容	回答
110	募集要項	4		3	②		駐車場3カ所と施設内道路については施工時期の規制はないのですか	令和3年11月1日以降はテニスコート、グラウンドともに冬期間により使用終了となるため着手は可能ですが、その範囲や内容等については必要に応じて別途協議願います。